

自治体監査に統一的指針を 有識者研報告書

地方自治体の経理をチェックする監査制度を見直していた総務省の有識者研究会は19日、監査の手順や着眼点を示した実効性のある統一的なガイドラインを導入し、不正経理を見つける能力を高めるよう求める報告書を公表した。総務省は提言に沿って地方自治法を改正したい考えで地方側と調整を進める。

監査制度は、公認会計士や自治体の元職員らを監査委員に選んで経理が適正かどうか調べ、住民に知らせる仕組み。会計検査院が2010年、都道府県や政令指定都市で総額約53億円の不正経理があったと報告し、見抜けなかった監査委員への批判が出たため、研究会が昨年9月から対策を検討していた。

総務省によると、現在は各自自治体が独自のガイドラインに従って監査しているため、取り組みに濃淡がみられるという。このため報告書は、**全国統一の厳格な指針を導入し、これに基づいて監査することを法令で義務付けるよう求めた。**

平成25年4月20日(土) / 南日本新聞 県政・総合面 1段見出し

専門性習得の支援組織を自治体監査改革で報告書—総務省研究会 時事通信 4月19日(金)16時52分配信

地方自治体の監査制度の抜本改革を議論している総務省の有識者研究会は19日、報告書を発表した。**自治体の監査委員や事務局職員が、専門性を身に付けるための支援組織を創設するよう提言している。**

自治体の財務をめぐるっては、全都道府県と18政令市で、国の補助金の不正処理が2008～10年に会計検査院の調査によって発覚した。しかし、地方議員と有識者で構成する各自自治体の監査委員が不正を察知できず、監査機能の充実強化を求める声が上がっていた。

【総務省HPから】

地方公共団体の監査制度に関する研究会報告書について（概要）

http://www.soumu.go.jp/main_content/000218935.pdf

※編者注記＝平成24年9月「地方公共団体の監査制度に関する研究会」（座長：宇賀克也東大教授）が総務省自治行政局行政課内に設けられ、計7回の論議を行う中、平成25年4月19日に報告書として取りまとめたもので、委員11名には大学の研究者7名・公認会計士・税理士各1名と監査委員2名（大阪市の代表監査委員と前群馬県代表監査委員）が入っておられた。

◆監査制度の見直しに関する主な議論について（資料2）

http://www.soumu.go.jp/main_content/000088240.pdf

- [監査委員の役割・構成](http://www.soumu.go.jp/main_content/000088812.pdf)
- [監査委員による監査の流れ](http://www.soumu.go.jp/main_content/000088813.pdf)
- [監査委員による監査等の種類](http://www.soumu.go.jp/main_content/000088814.pdf)

資料 監査制度の見直しの方向性について（たたき台）平成22年7月22日

http://www.soumu.go.jp/main_content/000075562.pdf#search=%E7%9B%A3%E6%9F%BB%E5%88%B6%E5%BA%A6%E8%A6%8B%E7%9B%B4%E3%81%97